

平成24年度第2回倉敷市地域包括支援センター運営協議会議事録

1 会議名

倉敷市地域包括支援センター運営協議会

2 開催日時

平成25年1月31日(木) 午後2時～午後3時30分

3 開催場所

くらしき健康福祉プラザ 3階視聴覚室

4 出席者

(1) 委員(13名)

荒木 一 博(倉敷市連合医師会副会長)
安東 一 成(岡山県備中県民局健康福祉部健康福祉課長)
石合 瑞 恵(岡山県介護支援専門員協会倉敷支部)
岩崎 菊 江(倉敷ねたきり・認知症家族の会会長)
植田 洋 子(倉敷市愛育委員会連合会副会長)
川井 進 (岡山弁護士会)
川上 富 雄(岡山県社会福祉士会副会長)
甲加 和歌子(岡山県薬剤師会倉敷支部)
近藤 康 弘(倉敷歯科医師会副会長)
塩田 文 子(倉敷市栄養改善協議会副会長)
田辺 昭 夫(倉敷市議会保健福祉委員会)
藤井 誠 (倉敷市社会福祉協議会事務局長)
松尾 武 司(倉敷市老人クラブ連合会会長)

(下記3名が欠席)

中原 明 (倉敷市民生委員児童委員協議会)
平松 富美子(岡山県老人福祉施設協議会)
山田 小百合(岡山県看護協会倉敷支部)

(2) 事務局(13名)

森脇 正 行(保健福祉局参与)
高尾 眞 市(" 保険部次長)
菰田 浩 之(" 介護保険課課長)
坂田 範 子(地域包括総合支援センター所長)
佐藤 嘉 郎(保健福祉局高齢福祉課課長補佐)
大橋 稔 之(")
中村 史 朗(保健福祉局介護保険課課長補佐)
光田 武 道(" 係長)
萩原 政 和(" 主任)
池田 康 幸(" 主任)
横山 郁 男(地域包括総合支援センター主任)
高原 寛 子(")
小野 栄 子(")

5 議題

- (1) 平成24年度(上半期) センターの事業報告について
- (2) 平成24年度 センターの巡回訪問について
- (3) 平成23年度 センターの事業評価について
- (4) 高齢者支援センター運営方針(案)について

6 傍聴者の数 無し

7 審議内容

(1) 開会挨拶

森脇保健福祉局参与が開会挨拶。

(2) 議事

事務局より 平成24年度(上半期)センターの事業報告について 及び 平成24年度センターの巡回訪問について の概要を説明。質疑は下記のとおり。

委員：資料5, 6ページにある特定高齢者数中の「拒否者」は、統計上どのような扱いになるのか。

事務局：対象者数としては有効なので、実績には計上している。

委員：資料2, 3ページにある総合相談の件数は、昨年度の同期と比較して相対的に増加していることは分るのだが、件数そのものが多いのか少ないのか判断がつかない。センターが一般の市民に広く知られていない状況では、どう解釈したらよいのか。

事務局：県内の他市町村と比較すると、倉敷市は件数が多い部類である。

委員：巡回訪問指導における確認項目の一つに、看板に関するものがある。平成24年度では問題ありと指摘されていないのだが、分りにくいセンターもあると思うので、出来るだけ工夫をしてほしい。

事務局：センター間でバラつきがあるのは事務局でも把握しているが、客観的な基準が示せていないので今後取り組んで参りたい。

委員：資料5ページにある「生活機能評価該当数」でいえば、例えば水島が高齢者約4,800人に対して該当者が29人であるのに対して、倉敷中部は高齢者約7,900人に対して該当者が20人となっている。圏域によってかなり偏りがあるように思えるが、何か原因があるのか。

事務局：生活機能評価の該当者は、医療機関での受診結果により決定される。その過程において、どのような原因があるのかを事務局では把握できていない。

会長：センター間の差異は、受診者数の母数の違いや、医療機関によっては判定基準の違いも考えられる。そうした要因にも対応できるように事務局は改善に取り組んでもらいたい。

委員：資料9ページにある相談内容として「健康・医療」に関するものが12,566件であるが、具体的な内容はどのようなものが多いのか。

事務局：持病を抱える高齢者から、生活を改善するための注意点などを尋ねられることが多い。

事務局より 平成23年度センターの事業評価について説明。

事務局：事業評価の結果はA B C判定であるが、地域の実情によりC判定となったセンターもある。例えば、項目の一つに「総合相談支援事業」の普及啓発がある。あるセンターでは、老人クラブ連合会が複数存在しており、個々の連絡調整が上手くいかず、十分な活動ができなかった事例がある。また、「権利擁護事業」の「成年後見制度」では、相談レベルでの対応は実績があるものの、後見人の選定に係る申請手続にまでは至らないため、評価を下げているものもある。さらに、「運営・体制」の「公正・中立性の確保」では、特定のサービス提供事業所が1箇所しか無い、また、利用者の希望など、特定の事業所に実績が集中することの説明はできるのに、結果として評価に繋がらない事例などがあり、客観的な評価のために、一部項目を見直すべきと判断した。

そうした状況の中で、今回提案した事業評価の項目改定案では、まず「包括的・継続的ケアマネジメント事業」の「小地域ケア会議」として、圏域内での会議母体における設置率の評価を、新たな項目に追加した。次に「運営・体制」の「設備」では、従前の利用者側の視点に加え、センター職員の視点で効率的な執務に資する項目を追加した。「報告・届出等」では、各種書類を期限内に提出されていることを追加した。「苦情・処理」では、職員間での状況共有に係る部分の評価するための項目を追加した。

会 長：平成23年度の事業評価を見ると、一例として「小地域ケア会議」の評価項目では「設置に向けての活動を実施している」という表現であり、全てのセンターが満たしていることで一律に「B」評価となっている。今回の主な改定案である「項目の細分化」は、過去3年間の事業評価を実施してきた中で、各センターから寄せられた要望なども踏まえ提案されている。

質疑は下記のとおり。

会 長：「権利擁護事業」の「成年後見制度」について、相談はあるが書類の作成には至らない事情を斟酌した評価項目にすることは可能であるか。

事務局：現状の項目をさらに細分化するなど、客観的指標を増やすことで適正な評価は難しい。そのため、数値としてではなく、個々の案件に対してどのような過程で対応したかを聞きとることで、数値に表れない内容面で適切に評価できるような方法を検討したい。

委 員：「権利擁護事業」の「成年後見制度」では、評価項目に具体的な数値基準は見られないが、それでも各センターで評価が分かれているということは、市担当者の主観に基づく裁量が大きいと認識している。また、同項目では玉島地区のセンターについては1箇所のセンターが「B」評価である以外はすべて「C」評価である。例えば、後見人の配置についてセンターが「市長申立による対応が適切」と判断した場合は、どう評価されているのか。

事務局：市長申立による案件は、「書類作成支援の実績がある」という項目で評価している。

委 員：実際には、市長申立を行政に依頼しても1年経過した案件すらある。市担当者によると、対象者の親族調査などに時間を要するため、緊急性の高い案件を優先するためやむを得ない旨の発言もあった。また、支援に関わった後に対象者が死亡した場合は、検討が打ち切られるため、実績として計上されない。こうした事例なども適切に評価できるような改善を求める。

- 委員：「小地域ケア会議」の評価では、地域間でのバラつきが大きいと認識しているが、各センターで最低1箇所は会議を設置できているのか。
- 事務局：委員のご指摘とおり、地区ごとのバラつきはある。また、設置率では水島地区が75%、倉敷地区が65%、児島地区が85%、玉島地区は100%、市全体では81.3%となっている。倉敷地区の設置率向上に向けて、県の補助金を利用した未設置地域の掘り起こしを実施している。
- 会長：「特定高齢者」の「状況把握」などいくつかの項目については、全センターで「B」評価とされている。市の設定した目標を達成すればそれでよしとするのか、あるいは一層の取り組みに向けた目標を設定すべきなのかについて、市はどう認識しているのか。
- 事務局：センター業務の実情を勘案したうえで各基準を引き上げるのが理想だが、市でも見直しについて状況が精査できていないため、今後の検討課題としたい。
- 会長：例えば、基準の80%を達成したら「B」、90%を達成したら「A」評価とするとといった設定の見直しでも対応できそうだが、その予定はないのか。
- 事務局：現状では予定していない。
- 委員：以前、仮にセンターが委託を辞退したいと申し出た場合に、その事務手続きに係る契約書の精査を要望していたのだが、その後状況はどうなったのか。
- 事務局：契約書の記載内容見直しは、既に対応済みである。
- 会長：では、以上の改定案について、一部言及された箇所は事務局で持ち帰り再度検討した結果、成年後見制度の項目など最終的に修正箇所があれば報告してもらい、事後承認で了とする。

事務局より 高齢者支援センター運営方針(案)について説明。質疑は下記のとおり。

- 委員：センターの職員配置については、保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が明記されているが、その中でも「保健師等」の配置については、本来保健師が配置されるべきであって、各センターに対して再度要請を求めたい。また、センター業務の肥大化と求められる役割が年々増している一方で、平成23年度の各センター単体の決算収支では、半分のセンターが赤字となっている。役割に応じて見合うべき委託料が保証されるべきで、せめて収支が均衡する程度までは、もう少し改善の余地があるのではないかと。
- 事務局：保健師の配置については、ご指摘のとおり随時センターに対して配置を呼びかけるよう一層努力したい。また、委託料は高齢者人口の増大に伴う業務量に見合うものが必要であると市でも認識しているが、当面は状況を見守りながら必要な措置を判断していきたい。
- 会長：委託料への言及を、運営方針に盛り込むことは座りが悪いように思うが、保健師の配置については、例えば「3職種の適正な配置を推進していく」といった表現を追加できないか、事務局で事後検討をお願いしたい。
- 委員：センターの目的として「人的なネットワーク」の構築が掲げられているが、個人情報の管理が必須であり、個人情報保護の観点と情報の有効活用という相対した課題を、市としてどう認識しているのか。
- 事務局：運営方針案にも個人情報の取り扱いについて明示しているとおり、情報管理の重要性は認識しているが、具体的なネットワークの構築に向けたプロセスは順次検討していきたい。
- 会長：市に対して、センターから個人情報の提供同意を求められることはあるのか。

事務局：原則として、本人同意の得られた情報のみ共有対象としているため、できる限り同意が得られるような対応をお願いしている。

会 長：個人情報の共有については、今後の協議会における継続課題として認識したうえで、センター業務の円滑な支援に向けて一定のルールや基準を必要に応じて検討する必要がある。

委 員：一般の地域住民はセンターの存在自体を知らない人が多く、センターの周知をより一層図ってほしい。

会 長：センターの積極的な広報に係る部分を、運営方針に盛り込むことは可能か。

事務局：修正したうえで後日お諮りしたい。

会 長：その他特に意見が無ければ、運営方針を一部加筆したうえで翌年度当初に各センターへ通知してもらおう。修正後の内容は、先に審議した改定した評価基準とあわせて各委員へ報告してもらいたい。

委 員：事業評価の項目である「24時間体制」について、法人内で転送対応する場合、電話が鳴りっぱなしで繋がらないという話を耳にした。

会 長：平成23年度の評価実績では、全センターで少なくとも何らかの連絡がつくようになっているが、実際はどうか。巡回訪問指導での聞き取りだけでなく、夕方に電話するのなど別の確認方法も可能か。

事務局：過去には、電話が法人へ転送された場合に適切な対応がとれない事例も一部把握している。

会 長：夜間は転送されても職員が不在の場合もあるので、確認や指導方法を再度検討してほしい。

(3) 閉会挨拶

菰田介護保険課長が閉会挨拶。